

市・府民税申告書の郵送提出について

市・府民税の申告については、郵送提出が可能です。下記の内容をご確認いただき、別紙「市民税 府民税の申告の手引き」をご参照のうえ、必要事項の記入及び必要な添付書類（写し）を同封して、ご提出くださいますようお願いいたします。

<郵送申告に必要な書類>

① 本人確認書類の写し（※添付漏れにご注意ください）

平成 29 年度の市・府民税申告書から申告者および扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。個人番号の記入にあたり、申告が必要な方の下記の書類の写しを同封していただく必要があります。

【身元確認書類】

マイナンバーカード（個人番号カード）の表面、運転免許証、健康保険証（被保険者等記号・番号にマスキングを施したもの）、身体障害者手帳など いずれか一つ

※代理人が申告する場合は、代理人の身元確認書類を同封してください。

また、代理人が同居のご家族でない場合は、委任状の提出が必要となります。

【番号確認書類】

マイナンバーカードの裏面、個人番号通知カード（氏名住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続きがとられているもの）、個人番号の記載がある住民票など いずれか一つ

② 源泉徴収票や控除証明書などの写し（※添付漏れにご注意ください）

収入や控除の申告をされる場合、その源泉徴収票や証明書類の写しが必要になります。各種必要な書類につきましては、別紙「市民税 府民税の申告の手引き」をご参照ください。医療費控除の申告をされる場合は、医療費の明細書を作成しご提出ください。

③ 受付票などが必要な場合

郵送された①～②の書類は返却いたしません。書類の必要な方または受付印が押印された受付票の受け取りを希望される場合は、所要額の切手の貼付をした返信用封筒を同封してください。また、申告内容の控えは用意できませんので、必要とされる場合は提出前にご本人で申告書のコピー等をお取りください。

※注意点：申告書の内容につき、確認のため当課から郵送または電話でご連絡を差し上げる場合がございます。また、計算内容などに誤りがあった場合に、当課にて訂正させていただく場合がございますので、ご了承ください。

【提出先及びお問い合わせ】

〒563-8666 池田市城南 1 丁目 1 番 1 号

池田市 総務部 課税課

電話：072-754-6222(直通)